

令和3年8月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年8月4日（水）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が8月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 4番 城野 幸司 委員 5番 疋田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 二村 啓二 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第38号 非農地証明願いについて
議案第39号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席3番の二村 啓二委員が欠席となっており、出席委員は11名となります。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告
致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号9番 柳井 博之委員と、議席番号10番 後藤 博幸委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を
設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年8月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 515 m² については、所有権を移転するものです。

この案件は空き家バンク制度を利用した空き家に付随する農地の取得であり、下限面積については30a以下となっています。

番号2、田 988 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3条申請2件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思ます。

7月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 私、野上より、7月27日に実施しました議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。私と城野委員、事務局2名、また、それぞれ現地調査委員で調査いたしました。チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請地の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。今後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。[下限面積要件]については、本件が白杵市の空き家バンク物件ということで、付随する農地であることから該当するものとします。

番号2の申請地の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地はそれぞれ1筆の田で、すでに水稻が耕作されています。今後も水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第9地区、佐藤推進委員さんお願いします。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の申請地の畑は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲渡人が所有する空き家バンク物件のすぐ上にあり、譲受人は今後露地野菜の作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われま

議 長 続きまして、第5地区の平松推進委員さん。

平 松 第5地区、推進委員の平松です。7月15日の午前中に現地を調査してきました。

推進委員 番号2の申請地の田は、売買により所有権を取得するものです。

申請地ではすでに水稻が耕作されており、引き続き管理するとのことです。特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 8 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 5 ページをお開きください。

番号 1、畑 5.62 m² 他 1 筆 合計 349.62 m² は、一般住宅を建築するものです。

農地の区分は 2 種農地となります。なお、この案件につきましては、既に住宅用地として造成等行っていたため、申請者からの始末書を添付させています。

以上、4 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 私、野上より、7 月 27 日に実施しました議案第 36 号 農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、自ら所有する畑を一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、一部菜園として利用されていますが、すでに住宅建築を目的とした造成が行われています。この件について、申請者から始末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます、推進委員より報告をお願いします。第8地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1は、自ら所有する畑を一般住宅として利用するものですが、すでに埋め立てが完了しています。

申請地から川までの排水路など、周辺の農地に影響がないような作りにはなっています。始末書も出ているとのことなので、特に問題はないかと思われま

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 8 月 4 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 436 m² は、所有権の移転を行い、隣接する雑種地と併せて 3 区画の宅地分譲用地とするものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 394 m² 他 1 筆 合計 397 m² は、所有権を移転し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

ここで、別紙の 5 条申請チェックリストについて 1 点訂正をお願い致します。チェックリスト 3 枚目、番号 1 の⑫【一般基準】施行規則 47 条第 5 号について、本件は宅地分譲用地で用途地域に定められた土地となるため、“該当する”と追記をお願い致します。

以上、5 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 9 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城 野 私、城野より、7 月 27 日に実施しました議案第 37 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト

委員 と併せて報告します。

番号1の畑については、所有権を取得し、3区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。なお、転用に関しては隣接する雑種地1筆も用いるとのこと。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。こちらは、先般、農用地区域からの除外が出来た農地になります。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、推進委員さんからの報告をお願い致します。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、3区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。小学校のすぐ近くで、周りは住宅が立ち並んでいます。特に周辺の農業への影響はないと思われま。

議長 続きまして、第12地区の佐藤推進委員さん。

佐藤孝 第12地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号2は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は集落の中にあり、両側とも宅地になっています。特に周辺の農業への影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖
委員 同じような案件が以前にありませんでしたか？

首藤
主幹 5条の2番ですが、今回は転用申請となります。現在、地目は畑なのですが、これを宅地にしてもよいかという申請になります。説明の中に“2種農地”とありましたが、その前に、ここが農業振興地域の農用地区域となっておりました。農用地区域においては、一般住宅の建設ができず、原則不許可となります。では、絶対家を建ててはいけないのかということではなくて、農用地区域での除外をすれば建てることができます。除外をした状態でこの農地は農地としてどうなるのかとなったときに、周りに農地の広がりもなく、集落内の小規模な農地ということで、“2種農地”ということになります。除外をすれば2種農地に位置付けられて、転用が可能ということになります。

除外については今年の初め頃に、農業委員会総会の議題として紹介した案件ではないかと思います。こういった形でまずは農用地区域の除外をし、除外ができたあとは転用を行うという流れになっています。今後も同じような案件がでてくるとは思いますが、その時はご審議をよろしくお願い致します。

後藤聖
委員 わかりました。

議長 他に何か質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 38 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 38 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 8 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 23 m² の土地については、昭和 46 年より宅地として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、畑 157 m² 他 1 筆 合計 183 m² の土地については、昭和 45 年頃より墓地として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 3、畑 161 m² の土地については、大正 6 年頃より宅地として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号4、畑 132㎡ の土地については、大正3年頃より宅地として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

番号5、田 107㎡ 他15筆 合計3,893㎡ の土地については、申請地の上から3筆については、昭和63年より公衆用道路として、4筆目については、明治23年より宅地として利用されている土地となり、チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

また、5筆目以降については年月日不詳ですが、耕作されず山林原野化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア)から(オ)の要件を満たしている土地となります。

番号6、畑 271㎡ の土地については、昭和45年より宅地として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した土地となります。

申請地は次の13～14ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願6件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第38号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第38号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 15 ページとなります。

議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 8 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 7 号）「令和 3 年 8 月 4 日公告予定」になります。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 3 年 7 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。畑について、10,956 m² 7 筆です。合計面積も 10,956 m² 7 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 4 名に対して、借り手は 3 名となります。なお、各筆明細につきましては、4 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 3 年 8 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 7 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。